

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (追加改正箇所)

1 労働安全衛生規則（要綱第一関係）

- 要綱第一の六の8（p.12）の医師又は歯科医師による健康診断について、その発動要件を「厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したとき」としていたが、濃度の基準を超えてばく露したかどうかを正確に確認することは困難であることや、他の安衛法令における緊急対応に係る規定において「●●のおそれがあるときは」とされていることを踏まえ、改正規則においては、要綱の規定にかかわらず、「厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは」という趣旨の規定とする。

2 特定化学物質障害予防規則（要綱第二関係）

- 要綱第二の一の1（一）（p.16-17）について、化学物質の管理が一定の水準にある事業場に係る適用除外規定の要件の1つとして、適用除外の認定の申請日において専属の化学物質管理専門家が配置されていることを規定していたが、化学物質管理専門家は、認定後も継続して職務を遂行する必要があることから、改正規則においては、要綱の規定にかかわらず、「認定の申請日において」を削除する。加えて、専属の化学物質管理専門家の具体的な職務内容の明確化の観点から、改正規則において、化学物質管理専門家が管理すべき事項を次に掲げるとおり追記する。

- ・ 特定化学物質に係るリスクアセスメントの実施に関すること
- ・ 上記リスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における特定化学物質による健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること

- 要綱第二の一の4（p.18）について、適用除外の認定を受けた事業者は、3年以内ごとに、定期的に、引き続き適用除外の要件に該当している旨を所轄都道府県労働局長に届け出なければならないとしていたところ、認定制度の適正担保の必要性から、改正規則における適用除外規定については、要綱の規定にかかわらず、定期の届出ではなく、「認定の更新」という手続きを採用することとし、3年以内ごとに、認定申請と同様の内容の更新申請を行う手続きとする。

3 有機溶剤中毒予防規則（要綱第三関係）、鉛中毒予防規則（要綱第四関係）、粉じん障害防止規則（要綱第五関係）

- 2と同様の改正を行う。